

(共通) 新型コロナウイルス感染症防止のための事業所等の対応について

令和2年5月13日時点

No.	内 容	対 応 内 容	留 意 点
1. 感染予防対策について			
1	感染を予防するために、具体的に何をすればよいか。	神戸市保健所が作成しているチラシを事業所内に掲示するとともに、会議等、様々な機会を通じて、予防策等について職員に周知してください。 また来訪者等、職員と接触する可能性があると考えられるものも含めて、マスクの着用を含む咳エチケットや手洗い、アルコール消毒等により、予防に努めてください。 詳細は「社会福祉施設等における感染拡大防止のための留意点について(その2)」(令和2年4月7日付厚生労働省事務連絡)をご確認ください。以降、最新の情報に従い適切に対応願います。	
2	職員が発熱した場合は休まずべきか。	職員については、出勤前に各自で体温を計測し、発熱が認められる(37.5度以上の発熱をいう。以下同じ。)場合には、出勤させないことを徹底する。 社会福祉施設等にあつては、該当する職員について、管理者への報告により確実な把握が行われるように努めること。 過去に発熱が認められた場合にあつては、解熱後24時間以上が経過し、呼吸器症状が改善傾向となるまでは同様の取扱いとする。なお、このような状況が解消した場合であっても、引き続き当該職員等の健康状態に留意すること。	
3	利用者や職員の感染が疑われる場合は。	○ 少なくとも以下のいずれかに該当する場合には、すぐに『神戸市新型コロナウイルス感染症帰国者・接触者相談センター』(電話番号078-322-6829(毎日24時間))に御相談ください。 ☆ 息苦しさ(呼吸困難)、強いだるさ(倦怠感)、高熱等の強い症状のいずれかがある場合 ☆ <u>重症化しやすい方で、発熱や咳などの比較的軽い風邪の症状がある場合</u> (高齢者、糖尿病、心不全、呼吸器疾患(COPD等)等の基礎疾患がある方や透析を受けている方、免疫抑制剤や抗がん剤等を用いている方) ☆ 上記以外の方で発熱や咳など比較的軽い風邪の症状が続く場合(症状が4日以上続く場合は必ずご相談ください。症状には個人差がありますので、強い症状と思う場合にはすぐに相談してください。解熱剤などを飲み続けなければならない方も同様です。) (妊婦の方へ) 妊婦の方については、念のため、重症化しやすい方と同様に、早めに帰国者・接触者相談センターに御相談ください。 (お子様をお持ちの方へ) 小児については、小児科医による診察が望ましく、帰国者・接触者相談センターやかかりつけ小児医療機関に電話などで御相談ください。	

2. 報酬請求について

1	請求事務を行っている職員が休んでいるため、請求が遅れそうである。	<p>国保連合会が、新型コロナウイルス感染症発症により事業所の報酬請求の事務作業が遅延した場合に限り、請求期日後の請求について「新型コロナウイルス感染症の発症に係る請求遅延届」の届出により対応することとしている。詳細は国保連合会にお問い合わせください。</p>																																					
2	<p>人員配置に係る加算について、新型コロナウイルス感染症の対応により、一時的に要件を満たさなくなった場合でも算定は可能か。</p>	<p>基準以上の人員配置や有資格者等の配置により算定可能となる加算について、新型コロナウイルス感染症への対応により、一時的に要件を満たさなくなった場合であっても、利用者への支援に配慮した上で、従前の（新型コロナウイルス感染症への対応前の配置に基づく）加算を算定することは可能である。</p> <p>算定可能である加算の例</p> <table border="1" data-bbox="587 562 2389 1512"> <thead> <tr> <th>サービス名</th> <th>加算名</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>居宅介護、重度訪問介護、同行援護、行動援護</td> <td>特定事業所加算</td> </tr> <tr> <td>療養介護</td> <td>人員配置体制加算、福祉専門職員配置等加算</td> </tr> <tr> <td>生活介護</td> <td>人員配置体制加算、福祉専門職員配置等加算、常勤看護職員等配置加算、視覚・聴覚言語障害者支援体制加算</td> </tr> <tr> <td>短期入所</td> <td>常勤看護職員等配置加算</td> </tr> <tr> <td>施設入所支援</td> <td>夜勤職員配置体制加算、夜間看護体制加算、視覚・聴覚言語障害者支援体制加算</td> </tr> <tr> <td>自立訓練（機能訓練、生活訓練）</td> <td>福祉専門職員配置等加算、視覚・聴覚言語障害者支援体制加算</td> </tr> <tr> <td>就労移行支援</td> <td>福祉専門職員配置等加算、視覚・聴覚言語障害者支援体制加算、就労支援関係研修修了加算</td> </tr> <tr> <td>就労継続支援A型</td> <td>福祉専門職員配置等加算、視覚・聴覚言語障害者支援体制加算、賃金向上達成指導員配置加算</td> </tr> <tr> <td>就労継続支援B型</td> <td>福祉専門職員配置等加算、視覚・聴覚言語障害者支援体制加算、目標工賃達成指導員配置加算</td> </tr> <tr> <td>就労定着支援</td> <td>職場適応援助者養成研修修了者配置体制加算</td> </tr> <tr> <td>自立生活援助</td> <td>福祉専門職員配置等加算</td> </tr> <tr> <td>共同生活援助</td> <td>福祉専門職員配置等加算、視覚・聴覚言語障害者支援体制加算</td> </tr> <tr> <td>計画相談支援、障害児相談支援</td> <td>特定事業所加算、行動障害支援体制加算、要医療児者支援体制加算、精神障害者支援体制加算</td> </tr> <tr> <td>児童発達支援、医療型児童発達支援、放課後等デイサービス</td> <td>福祉専門職員配置等加算</td> </tr> <tr> <td>居宅訪問型児童発達支援、保育所等訪問支援</td> <td>訪問支援員特別加算</td> </tr> <tr> <td>福祉型障害児入所施設</td> <td>福祉専門職員配置等加算、職業指導員加算</td> </tr> <tr> <td>医療型障害児入所施設</td> <td>福祉専門職員配置等加算</td> </tr> </tbody> </table>	サービス名	加算名	居宅介護、重度訪問介護、同行援護、行動援護	特定事業所加算	療養介護	人員配置体制加算、福祉専門職員配置等加算	生活介護	人員配置体制加算、福祉専門職員配置等加算、常勤看護職員等配置加算、視覚・聴覚言語障害者支援体制加算	短期入所	常勤看護職員等配置加算	施設入所支援	夜勤職員配置体制加算、夜間看護体制加算、視覚・聴覚言語障害者支援体制加算	自立訓練（機能訓練、生活訓練）	福祉専門職員配置等加算、視覚・聴覚言語障害者支援体制加算	就労移行支援	福祉専門職員配置等加算、視覚・聴覚言語障害者支援体制加算、就労支援関係研修修了加算	就労継続支援A型	福祉専門職員配置等加算、視覚・聴覚言語障害者支援体制加算、賃金向上達成指導員配置加算	就労継続支援B型	福祉専門職員配置等加算、視覚・聴覚言語障害者支援体制加算、目標工賃達成指導員配置加算	就労定着支援	職場適応援助者養成研修修了者配置体制加算	自立生活援助	福祉専門職員配置等加算	共同生活援助	福祉専門職員配置等加算、視覚・聴覚言語障害者支援体制加算	計画相談支援、障害児相談支援	特定事業所加算、行動障害支援体制加算、要医療児者支援体制加算、精神障害者支援体制加算	児童発達支援、医療型児童発達支援、放課後等デイサービス	福祉専門職員配置等加算	居宅訪問型児童発達支援、保育所等訪問支援	訪問支援員特別加算	福祉型障害児入所施設	福祉専門職員配置等加算、職業指導員加算	医療型障害児入所施設	福祉専門職員配置等加算	
サービス名	加算名																																						
居宅介護、重度訪問介護、同行援護、行動援護	特定事業所加算																																						
療養介護	人員配置体制加算、福祉専門職員配置等加算																																						
生活介護	人員配置体制加算、福祉専門職員配置等加算、常勤看護職員等配置加算、視覚・聴覚言語障害者支援体制加算																																						
短期入所	常勤看護職員等配置加算																																						
施設入所支援	夜勤職員配置体制加算、夜間看護体制加算、視覚・聴覚言語障害者支援体制加算																																						
自立訓練（機能訓練、生活訓練）	福祉専門職員配置等加算、視覚・聴覚言語障害者支援体制加算																																						
就労移行支援	福祉専門職員配置等加算、視覚・聴覚言語障害者支援体制加算、就労支援関係研修修了加算																																						
就労継続支援A型	福祉専門職員配置等加算、視覚・聴覚言語障害者支援体制加算、賃金向上達成指導員配置加算																																						
就労継続支援B型	福祉専門職員配置等加算、視覚・聴覚言語障害者支援体制加算、目標工賃達成指導員配置加算																																						
就労定着支援	職場適応援助者養成研修修了者配置体制加算																																						
自立生活援助	福祉専門職員配置等加算																																						
共同生活援助	福祉専門職員配置等加算、視覚・聴覚言語障害者支援体制加算																																						
計画相談支援、障害児相談支援	特定事業所加算、行動障害支援体制加算、要医療児者支援体制加算、精神障害者支援体制加算																																						
児童発達支援、医療型児童発達支援、放課後等デイサービス	福祉専門職員配置等加算																																						
居宅訪問型児童発達支援、保育所等訪問支援	訪問支援員特別加算																																						
福祉型障害児入所施設	福祉専門職員配置等加算、職業指導員加算																																						
医療型障害児入所施設	福祉専門職員配置等加算																																						

3. 休業について			
1	<p>新型コロナウイルスの影響で事業を一時的に縮小や臨時休業できるのか</p>	<p>本来、社会福祉事業は、事業を継続することが基本であることから、休業要請がなされていない場合には、</p> <p>①利用者の状況や家族の状況を踏まえ、可能な場合には通所を控えていただくことによりサービスの提供を縮小するなど感染拡大防止のための対応を検討した上で、支援が必要な利用者に対する支援が提供されるようにすること。</p> <p>②利用者等が感染した場合や地域で感染が著しく拡大している場合で、事業所での通所サービスの提供を縮小して実施することも困難なときは、休業を検討していただくことになるが、特に支援が必要な利用者に対し、代替サービスの確保などを検討すること。</p> <p>③休業する場合は、利用者に休業の事実や代替サービスの確保等について丁寧な説明するとともに、障害者支援課にHPに掲載している様式でFAXで必ず報告すること。</p> <p>様式：「新型コロナウイルス感染症による障害福祉サービス等事業所の一時的な休業の実施状況報告」</p> <ul style="list-style-type: none"> ・通所系 https://www.city.kobe.lg.jp/documents/32722/r020413_kyugyo_youshiki.pdf ・共同生活援助 https://www.city.kobe.lg.jp/documents/32722/r020413_kyugyoyoushiki_kyoudouseikatsuenjo_1.pdf ・障害児 https://www.city.kobe.lg.jp/documents/32049/rinjikyugyohoukoku.xlsx <p>なお自主的に休業する場合でも、利用者の居宅等において※健康管理や相談支援等のできる限りの支援の提供を行ったと障害者支援課が認める場合には、通常提供しているサービスと同等のサービスを提供しているものとして、報酬の対象とすることが可能とする。（※具体的な内容については各サービスのQAを参照）</p>	<p>「緊急事態宣言後の障害福祉サービス等事業所の対応について」（令和2年4月7日厚生労働省事務連絡）</p> <p>「新型コロナウイルス感染症に係る障害福祉サービス等事業所の人員基準等の臨時的な取扱いについて（第4報）」（令和2年4月9日厚生労働省事務連絡）</p>
4. 経済的な支援について			
1	<p>経営が厳しいが、経済的な支援はあるのか。</p>	<p>融資制度の活用等について、以下の国からの通知文において、記載がありますので、参考にしてください。</p> <p>① 「セーフティネット保証5号の対象業種（社会福祉施設等関連）の指定について」（令和2年3月24日付厚生労働省事務連絡）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・セーフティネット保証5号の活用 <p>全国的に業況の悪化している業種に属する中小企業者へ信用保証協会が通常の保証限度額とは別枠で80%保証を行っている。</p> <p>② 「緊急事態宣言後の障害福祉サービス等事業所の対応について」（令和2年4月7日付厚生労働省事務連絡）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・独立行政法人独立行政法人福祉医療機構福祉医療機構における融資における融資制度の活用 <p>福祉医療機構において、新型コロナウイルス感染症の影響により、事業運営が縮小した障害福祉サービス等事業所に対して、無利子・無担保の資金融資による経営支援を行っている。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・雇用調整助成金の活用 <p>新型コロナウイルス感染症に伴う経済上の理由による事業活動の縮小に伴い、事業主が雇用調整のために労働者を休業させて雇用の維持を図った場合には、雇用調整助成金による支援を行っている。</p>	

担当：障害者支援課自立支援係
(078) 322-5230